

令和三年二月

令和三年二月文京区議会定例議会議案(二)

文京区

目 次

議案第七 十号 文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例

.....
1 頁

議案第七十号

文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例
 右の議案を提出する。

令和三年二月九日

提出者 文京区長 成澤 廣修

文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例

文京区保健衛生事務手数料条例（平成十二年三月文京区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。
 別表6の項から39の項までを次のように改める。

<p>6</p> <p>食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十五条第一項及び食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号の規定による飲食店営業の許可の申請に対する審査（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第二項に規定する卸売市場（花きの卸売のために開設されるものを除く。以下「卸売市場」という。）外営業に限る。）</p>	<p>飲食店営業許可申請手数料</p> <p>1 飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。）</p> <p>2 移動飲食店営業又は臨時飲食店営業</p> <p>1 飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。）</p> <p>2 移動飲食店営業又は臨時飲食店営業</p>	<p>一万八千三百円</p> <p>五千六百元</p> <p>八千九百元</p> <p>二千七百元</p>	<p>許可（更新）申請のとき。</p>
<p>7</p> <p>食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条第二号の規定による調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料</p> <p>調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可更新申請手数料</p>	<p>七千二百円</p> <p>五千百円</p>	<p>許可（更新）申請のとき。</p>

<p>8</p> <p>食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条第三号の規定による食肉販売業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>食肉販売業許可申請手数料 食肉販売業許可更新申請手数料</p>	<p>一万千五百円 五千七百元</p>	<p>許可（更新）申請のとき。</p>
<p>9</p> <p>食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条第四号の規定による魚介類販売業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>魚介類販売業許可申請手数料 魚介類販売業許可更新申請手数料</p>	<p>一万千五百円 五千七百元</p>	<p>許可（更新）申請のとき。</p>
<p>10</p> <p>食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条第五号の規定による魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>魚介類競り売り営業許可申請手数料 魚介類競り売り営業許可更新申請手数料</p>	<p>二万五千二百円 一万二千六百元</p>	<p>許可（更新）申請のとき。</p>
<p>11</p> <p>食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条第六号の規定による集乳業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>集乳業許可申請手数料 集乳業許可更新申請手数料</p>	<p>一万千五百円 五千七百元</p>	<p>許可（更新）申請のとき。</p>
<p>12</p> <p>食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条第七号の規定による乳処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>乳処理業許可申請手数料 乳処理業許可更新申請手数料</p>	<p>二万五千二百円 一万二千六百元</p>	<p>許可（更新）申請のとき。</p>
<p>13</p> <p>食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条第八号の規定による特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>特別牛乳搾取処理業許可申請手数料 特別牛乳搾取処理業許可更新申請手数料</p>	<p>二万五千二百円 一万二千六百元</p>	<p>許可（更新）申請のとき。</p>
<p>14</p> <p>食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条第九号の規定による食肉処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>食肉処理業許可申請手数料 食肉処理業許可更新申請手数料</p>	<p>二万五千二百円 一万二千六百元</p>	<p>許可（更新）申請のとき。</p>
<p>15</p> <p>食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条第十号の規定による食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>食品の放射線照射業許可申請手数料 食品の放射線照射業許可更新申請手数料</p>	<p>二万五千二百円 一万二千六百元</p>	<p>許可（更新）申請のとき。</p>

16	食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条第十一号の規定による菓子製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	菓子製造業許可申請手数料 菓子製造業許可更新申請手数料	一万六千八百円 八千四百円	許可（更新）申請のとき。
17	食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条第十二号の規定によるアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	アイスクリーム類製造業許可申請手数料 アイスクリーム類製造業許可更新申請手数料	一万六千八百円 八千四百円	許可（更新）申請のとき。
18	食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条第十三号の規定による乳製品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	乳製品製造業許可申請手数料 乳製品製造業許可更新申請手数料	二万五千二百円 一万二千六百円	許可（更新）申請のとき。
19	食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条第十四号の規定による清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	清涼飲料水製造業許可申請手数料 清涼飲料水製造業許可更新申請手数料	二万五千二百円 一万二千六百円	許可（更新）申請のとき。
20	食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条第十五号の規定による食肉製品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	食肉製品製造業許可申請手数料 食肉製品製造業許可更新申請手数料	二万五千二百円 一万二千六百円	許可（更新）申請のとき。
21	食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条第十六号の規定による水産製品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	水産製品製造業許可申請手数料 水産製品製造業許可更新申請手数料	一万九千二百円 九千六百円	許可（更新）申請のとき。
22	食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条第十七号の規定による氷雪製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	氷雪製造業許可申請手数料 氷雪製造業許可更新申請手数料	二万五千二百円 一万二千六百円	許可（更新）申請のとき。
23	食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条第十八号の規定による液卵製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	液卵製造業許可申請手数料 液卵製造業許可更新申請手数料	一万三千二百円 七千八百円	許可（更新）申請のとき。

31	30	29	28	27	26	25	24
<p>食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条第二十六号の規定による複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条第二十五号の規定によるそうざい製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条第二十四号の規定による麺類製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条第二十三号の規定による納豆製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条第二十二号の規定による豆腐製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条第二十一号の規定による酒類製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条第二十号の規定によるみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条第十九号の規定による食用油脂製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>
<p>複合型そうざい製造業許可申請手数料 複合型そうざい製造業許可更新申請手数料</p>	<p>そうざい製造業許可申請手数料 そうざい製造業許可更新申請手数料</p>	<p>麺類製造業許可申請手数料 麺類製造業許可更新申請手数料</p>	<p>納豆製造業許可申請手数料 納豆製造業許可更新申請手数料</p>	<p>豆腐製造業許可申請手数料 豆腐製造業許可更新申請手数料</p>	<p>酒類製造業許可申請手数料 酒類製造業許可更新申請手数料</p>	<p>みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料 みそ又はしょうゆ製造業許可更新申請手数料</p>	<p>食用油脂製造業許可申請手数料 食用油脂製造業許可更新申請手数料</p>
<p>三万五千二百円 二万三千三百円</p>	<p>二万五千二百円 一万二千六百円</p>	<p>一万六千八百円 八千四百円</p>	<p>一万六千八百円 八千四百円</p>	<p>一万六千八百円 八千四百円</p>	<p>一万九千二百円 九千六百円</p>	<p>一万九千二百円 九千六百円</p>	<p>二万五千二百円 一万二千六百円</p>
<p>許可（更新）申請のとき。</p>	<p>許可（更新）申請のとき。</p>	<p>許可（更新）申請のとき。</p>	<p>許可（更新）申請のとき。</p>	<p>許可（更新）申請のとき。</p>	<p>許可（更新）申請のとき。</p>	<p>許可（更新）申請のとき。</p>	<p>許可（更新）申請のとき。</p>

39	38	37	36	35	34	33	32
削除	削除	食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条第三十二号の規定による添加物製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条第三十一号の規定による食品の小分け業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条第三十号の規定による密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条第二十九号の規定による漬物製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条第二十八号の規定による複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条第二十七号の規定による冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）
		添加物製造業許可申請手数料 添加物製造業許可更新申請手数料	食品の小分け業許可申請手数料 食品の小分け業許可更新申請手数料	密封包装食品製造業許可申請手数料 密封包装食品製造業許可更新申請手数料	漬物製造業許可申請手数料 漬物製造業許可更新申請手数料	複合型冷凍食品製造業許可申請手数料 複合型冷凍食品製造業許可更新申請手数料	冷凍食品製造業許可申請手数料 冷凍食品製造業許可更新申請手数料
		二万五千二百円 一万二千六百円	一万六千八百円 八千四百円	一万九千二百円 九千六百円	一万三千二百円 七千八百円	三万五千二百円 二万三千三百円	二万五千二百円 一万二千六百円
		許可（更新）申請のとき。	許可（更新）申請のとき。	許可（更新）申請のとき。	許可（更新）申請のとき。	許可（更新）申請のとき。	許可（更新）申請のとき。

別表54の項を次のように改める。

54	削除
----	----

別表54の2の項から55の項までを削り、同表55の2の項を同表55の項とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号。以下「改正法」という。）による改正前の食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けて次の表の第一欄に掲げる営業を行っている者が、当該許可に係る営業を継続するために同表の第二欄に掲げる営業に係る改正法による改正後の食品衛生法（以下「新食品衛生法」という。）第五十五条第一項の申請を行う場合は、当該申請に係る手数料に関するこの条例による改正後の文京区保健衛生事務手数料条例（以下「新条例」という。）別表の規定の適用に当たっては、次の表の第三欄に掲げる規定中同表の第四欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第五欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>飲食店営業（移動飲食店営業、臨時飲食店営業又は自動販売機によるものを除く。）</p>	<p>飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。）</p>	<p>別表6の項</p>	<p>一万八千三百円</p>	<p>八千九百円</p>
<p>そうざい製造業</p>	<p>そうざい製造業</p>	<p>別表30の項</p>	<p>二万五千二百円</p>	<p>一万二千六百円</p>

移動飲食店営業又は臨時飲食店営業	移動飲食店営業又は臨時飲食店営業	別表6の項	五千六百元	二千七百元
飲食店営業(自動販売機によるものに限る。)	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	別表7の項	七千二百円	五千円
喫茶店営業(自動販売機によるものを除く。)	飲食店営業(移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。)	別表6の項	一万八千三百円	八千九百元
喫茶店営業(自動販売機によるものに限る。)	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	別表7の項	七千二百円	五千円
菓子製造業(移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。)	飲食店営業(移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。)	別表6の項	一万八千三百円	八千九百元
	菓子製造業	別表16の項	一万六千八百円	八千四百円
	食品の小分け業	別表36の項	一万六千八百円	八千四百円
移動菓子製造業又は臨時菓子製造業	移動飲食店営業又は臨時飲食店営業	別表6の項	五千六百元	二千七百元
あん類製造業	菓子製造業	別表16の項	一万六千八百円	八千四百円
	食品の小分け業	別表36の項	一万六千八百円	八千四百円

アイスクリーム類製造業	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。） アイスクリーム類製造業	別表6の項	一万八千三百円	八千九百円
乳処理業	乳処理業	別表17の項	一万六千八百円	八千四百円
特別牛乳搾取処理業	特別牛乳搾取処理業	別表13の項	二万五千二百円	一万二千六百円
乳製品製造業	乳製品製造業	別表18の項	二万五千二百円	一万二千六百円
集乳業	食品の小分け業	別表36の項	一万六千八百円	八千四百円
食肉処理業	集乳業	別表11の項	一万千五百円	五千七百円
食肉販売業（自動販売機によるものを除く。）	食肉処理業	別表14の項	二万五千二百円	一万二千六百円
食肉製品製造業	食肉販売業	別表8の項	一万千五百円	五千七百円
食肉製品製造業	食肉製品製造業	別表20の項	二万五千二百円	一万二千六百円

清涼飲料水製造業	食品の放射線照射業	食品の冷凍又は冷蔵業		魚肉練り製品製造業	魚介類競り売り営業	魚介類販売業		
清涼飲料水製造業	食品の放射線照射業	食品の小分け業	冷凍食品製造業	食品の小分け業	水産製品製造業	魚介類競り売り営業	魚介類販売業	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。）
別表19の項	別表15の項	別表36の項	別表32の項	別表36の項	別表21の項	別表10の項	別表9の項	別表6の項
二万五千二百円	二万五千二百円	一万六千八百円	二万五千二百円	一万六千八百円	一万九千二百円	二万五千二百円	一万千五百円	一万八千三百円
一万二千六百円	一万二千六百円	八千四百円	一万二千六百円	八千四百円	九千六百円	一万二千六百円	五千七百円	八千九百円
								別表36の項
								一万六千八百円
								八千四百円

乳糖菌飲料製造業		氷雪製造業		食用油脂製造業		マーガリン又はショートニング製造業		みそ製造業	
乳処理業	乳製品製造業	清涼飲料水製造業	氷雪製造業	食用油脂製造業	食用油脂製造業	食用油脂製造業	食品の小分け業	みそ又はしょうゆ製造業	食品の小分け業
別表12の項	別表18の項	別表19の項	別表22の項	別表24の項	別表24の項	別表24の項	別表36の項	別表25の項	別表36の項
二万五千二百円	二万五千二百円	二万五千二百円	二万五千二百円	二万五千二百円	二万五千二百円	二万五千二百円	一万六千八百円	一万九千二百円	一万六千八百円
一万二千六百円	一万二千六百円	一万二千六百円	一万二千六百円	一万二千六百円	一万二千六百円	一万二千六百円	八千四百円	九千六百円	八千四百円

しょうゆ製造業		納豆製造業		豆腐製造業		酒類製造業		ソース類製造業		麵類製造業	
みそ又はしょうゆ製造業		納豆製造業		豆腐製造業		酒類製造業		密封包装食品製造業		麵類製造業	
食品の小分け業		食品の小分け業		食品の小分け業		食品の小分け業		食品の小分け業		食品の小分け業	
別表25の項		別表28の項		別表36の項		別表26の項		別表35の項		別表29の項	
一万九千二百円		一万六千八百円		一万六千八百円		一万六千八百円		一万九千二百円		一万六千八百円	
九千六百元		八千四百円		八千四百円		八千四百円		九千六百元		八千四百円	

そうざい製造業

そうざい製造業

別表30の項

二万五千二百円

一万二千六百円

缶詰又は瓶詰食品製造業

密封包装食品製造業

別表35の項

一万九千二百円

九千六百円

添加物製造業

添加物製造業

別表37の項

二万五千二百円

一万二千六百円

3

この条例の施行の際現に食品製造業等取締条例を廃止する条例（令和二年東京都条例第七十一号）による廃止前の食品製造業等取締条例（昭和二十八年東京都条例第一百一十一号）第七条の許可を受けて次の表の第一欄に掲げる営業を行っている者が、当該許可に係る営業を継続するために同表の第二欄に掲げる営業に係る新食品衛生法第五十五条第一項の許可の申請を行う場合は、当該申請に係る手数料に関する新条例別表の規定の適用に当たっては、次の表の第三欄に掲げる規定中同表の第四欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第五欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

つげ物製造業

漬物製造業

別表34の項

一万三千二百円

七千八百円

食品の小分け業

別表36の項

一万六千八百円

八千四百円

そう菜半製品等製造業

そうざい製造業

別表30の項

二万五千二百円

一万二千六百円

液卵製造業	食品の小分け業	別表36の項	一万六千八百円	八千四百円
	密封包装食品製造業	別表35の項	一万九千二百円	九千六百円
魚介類加工業	水産製品製造業	別表21の項	一万九千二百円	九千六百円
	食品の小分け業	別表36の項	一万六千八百円	八千四百円
液卵製造業	別表23の項	一万三千二百円	七千八百円	

4 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間における前二項の規定の適用については、付則第二項の表飲食店営業（移動飲食店営業、臨時飲食店営業又は自動販売機によるものを除く。）の項中「一万二千六百円」とあるのは「八千九百円」と、同表喫茶店営業（自動販売機によるものを除く。）の項中「八千九百円」とあるのは「五千七百元」と、同表菓子製造業（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。）の項及びアイスクリーム類製造業の項中「八千九百円」とあるのは「八千四百円」と、同表魚介類販売業の項中「八千九百円」とあるのは「五千七百元」と、同表乳酸菌飲料製造業の項中「一万二千六百円」とあるのは「八千四百円」と、前項の表つけ物製造業の項中「八千四百円」とあるのは「七千八百円」と、同表そう菜半製品等製造業の項中「一万二千六百円」及び「八千四百円」とあるのは「七千八百円」と、同表調味料等製造業の項中「九千六百円」とあるのは「七千八百円」と、同表魚介類加工業の項中「九千六百円」及び「八千四百円」とあるのは「七千八百円」と読み替えるものとする。

(説明)

食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の一部改正等に伴い、手数料の徴収項目を改めるため、本案を提出いたします。

